

第84回スクエアFreeセミナー

平成30年分「扶養控除等申告書」の 改正内容と実務への影響

平成29年10月26日
宇佐見公認会計士税理士事務所
宇佐見 浩一

講師プロフィール

< 経歴 >

1992年 公認会計士登録

15年間大手監査法人に勤務し、会社外部から会計監査にかかわったのち、一部上場企業へ転職し、内部監査部門の立場から、会計および税務に関する監査を実施

なお、監査法人退職後、2年間外務省に入省し、各国の日本大使館を査察し、金銭着服等の不正の有無を調査した経験をもつ

< 事務所沿革 >

2013年2月:税理士登録に伴い公認会計士・税理士事務所開設

2014年1月:認定経営革新等支援機関（経済産業局認定）へ登録

2015年6月:東京税理士会目黒支部 幹事就任

2016年7月：日本公認会計士協会東京会 目黒会 副会長就任

目 次

I 改正内容

1. はじめに
2. 制度改正(配偶者控除と配偶者特別控除の見直し)
3. 様式改正(扶養控除等申告書)

II 実務への影響

1. 社員(従業員)へのご案内
2. 平成30年分「扶養控除等申告書」の内容確認

アイコンのご説明



社員(従業員)

に関する内容のとき、スライドの右上に当アイコンを表示します。



配偶者

に関する内容のとき、スライドの右上に当アイコンを表示します。

I 改正内容

1. はじめに

「一億総活躍社会」



より働きやすい社会の実現



配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

※**今年の年末調整計算は今までどおり**です。
当改正は、**平成30年1月支給の給与(賞与)から影響**します。

I 改正内容

平成30年の年末調整に影響

2. 制度改革(配偶者控除と配偶者特別控除の見直し)

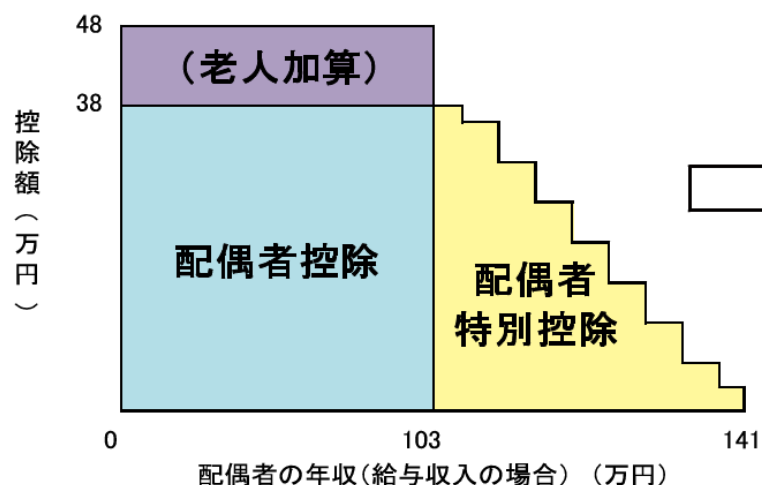
(1) 配偶者の年収上限引き上げ

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を
150万円に引き上げ(現行: 103万円)



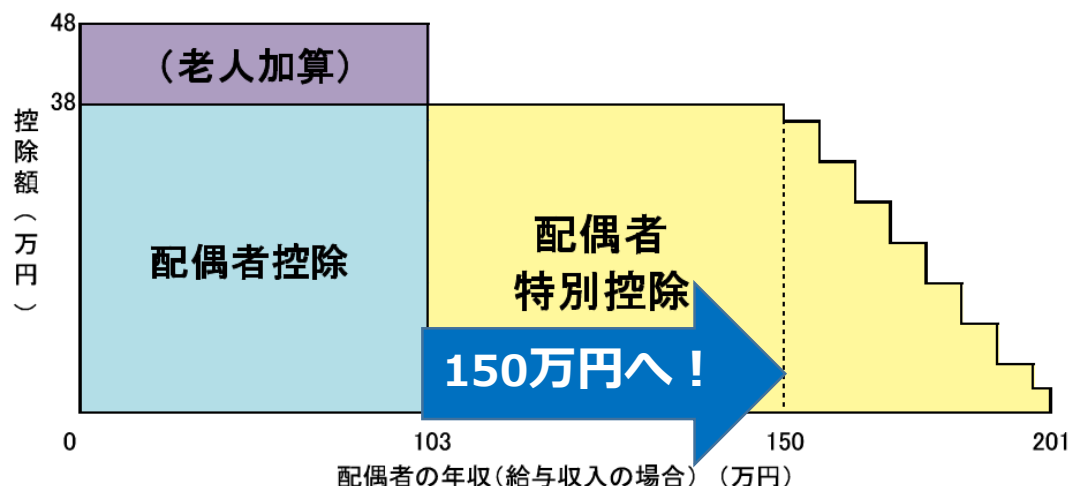
〔改正前〕

※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり
(図は居住者の合計所得金額が900万円以下の場合)



(出典: 国税庁「源泉所得税の改正のあらまし(平成29年4月)」)

I 改正内容

平成30年の年末調整に影響

2. 制度改革(配偶者控除と配偶者特別控除の見直し)

- (1) 配偶者の年収上限引き上げ
【ご参考：社会保険料負担】



ご注意ください！
配偶者の年収が130万円以上の場合に
社会保険料負担が生じます！

行	配偶者の年収	配偶者の社会保険料負担
1	106万円未満	なし
2	106万円以上130万円未満	あり(条件付き(※))
3	130万円以上	あり

※次の条件を**すべて**満たす場合

- ①週20時間以上働く
- ②賃金が月額88,000円以上
(年収106万円以上。交通費含む。)
- ③1年以上勤務する見通しである
- ④(原則)従業員が**501人以上の企業である**

④の条件があるため、
多くの中小企業では
配偶者の社会保険料負担は
「なし」となります。

I 改正内容

平成30年の年末調整に影響

2. 制度改革(配偶者控除と配偶者特別控除の見直し)

(2) 社員の年収制限

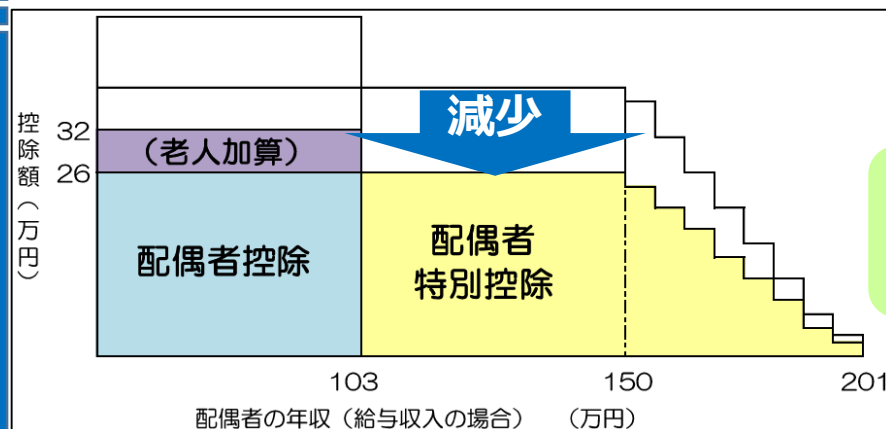
社員の給与収入が1,120万円(900万円)を超える場合、控除額が段階的に減少。

1,220万円(1,000万円)を超える場合は控除が受けられません。

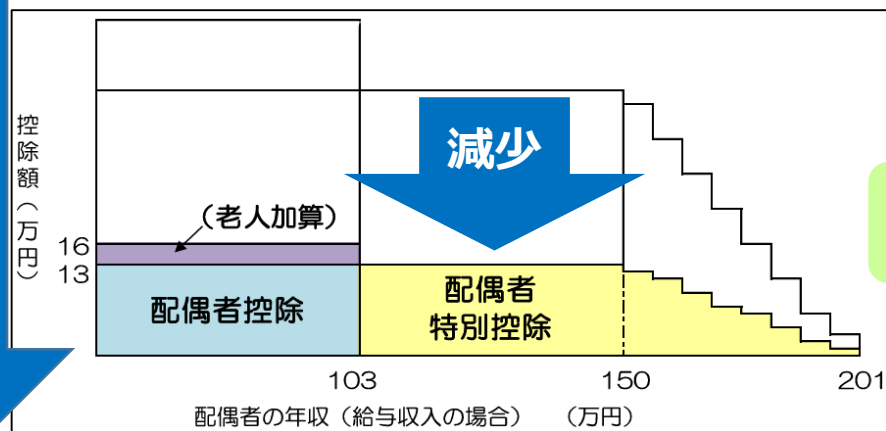
(上記カッコ内の金額は、合計所得金額)

※給与収入が1,120万円以下の場合、当スライドの内容は該当しません。

控除額が段階的に減少



年収(万円)
1,120超
1,170以下



1,170超
1,220以下

控除なし

1,220超

I 改正内容

3. 様式改正(扶養控除等申告書)

今回の制度改正で、「源泉控除対象配偶者」と「同一生計配偶者」が新たに定められました。

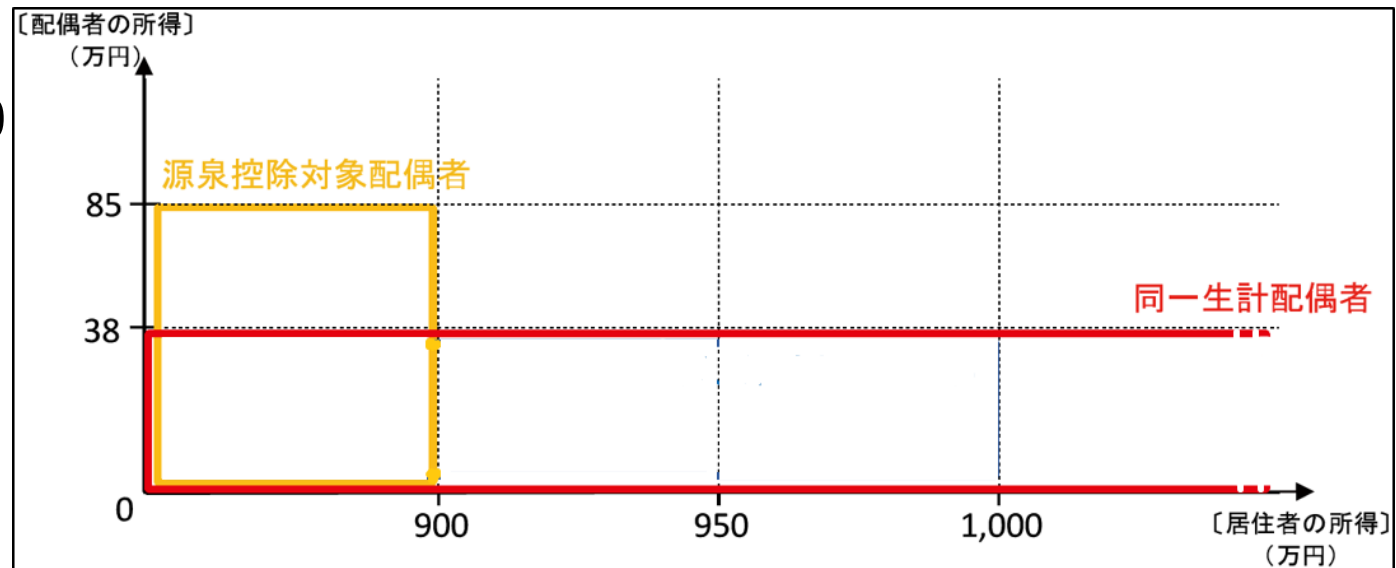
源泉控除対象配偶者

合計所得金額が900万円以下の居住者(社員)と生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が85万円以下の人

同一生計配偶者(改正前の「控除対象配偶者」と同様)

居住者(社員)と生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が38万円以下の人

上記の配偶者の情報を取得するために、平成30年分「扶養控除等申告書」の様式が改正されます。



I 改正内容

3. 様式改正(扶養控除等申告書)

平成30年1月支給の給与(賞与)から影響

平成 30 年 分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書										
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)		あなたの氏名	あなたの生年月日	年	月	日	扶 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。) 給与の支払者等	
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号		世帯主の氏名	あなたの住所(郵便番号)					
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所		配偶者の有無	有・無					
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。										
主たる給与から控除を受ける	区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由			
	A 源泉控除対象配偶者(注1)									
		B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以前生)	1							
			2							
			3							
	C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	4								
		障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦		
		一般の障害者					(A)	特別の寡婦		
	特別障害者					(A)	寡夫			
	同居特別障害者					(A)	勤労学生			
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内に扶養親族の人数を記入してください。										
左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。) (注1) 源泉控除対象配偶者とは、所得者(平成30年中の所得の見積額が90万円以下の人)に限り、(注2)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。 (注2) 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。										
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由	
○住民税に関する事項										
16歳未満の扶養親族(平15.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外所得の見積額	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由		
	1						円			
	2						円			
	3						円			

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

I 改正内容

3. 様式改正(扶養控除等申告書)

(1)「A 源泉控除対象配偶者」欄

【改正前】(平成29年分):「控除対象配偶者」を記載

区 分 等	(フリガナ) 氏 名 個 人 番 号	あなたとの 続 柄	生 年 月 日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭和23.1.1以前生)	特定扶養親族 (平成7.1.2生 ～平成11.1.1生)	住 所 又 は 居 所	平成29年中の 所得の見積額		異動月日及び事由 (平成29年中に異動があつた 場合に記載してください。以下同じ。)
							非居住者 である親族	生計を一に する 事 実	
A 控除対象 配偶者			明・大 昭・平					円	

●控除対象配偶者とは…

居住者(社員)と生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が38万円以下の人



【改正後】(平成30年分):「源泉控除対象配偶者」を記載

区 分 等	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号		老人扶養親族 (昭和24.1.1以前生)	平成30年中の 所得の見積額		住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由 (平成30年中に異動があつた場合 に記載してください。以下同じ。)
		あなたとの続柄	生 年 月 日		特定扶養親族 (平成8.1.2生～平成12.1.1生)	非居住者 である親族		
A 源泉控除 対象配偶者 (注1)								円

●源泉控除対象配偶者とは…

合計所得金額が900万円以下の居住者(社員)と生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が85万円以下の人

I 改正内容

3. 様式改正(扶養控除等申告書)

(2)「C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」欄

※配偶者が障害者である場合のみ、当スライドをご確認ください

【改正前】(平成29年分)：「控除対象配偶者」である障害者の場合に「○」

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 C (右の該当する番号及び欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)	1 障害者	区分 \ 該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族
		一般の障害者			() 人
		特別障害者			() 人
		同居特別障害者			() 人

● 控除対象配偶者とは…
居住者(社員)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人

【改正後】(平成30年分)：「同一生計配偶者」である障害者の場合に「○」

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 C (上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)	☐ 障害者	区分 \ 該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族
		一般の障害者			() 人
		特別障害者			() 人
		同居特別障害者			() 人

● 同一生計配偶者とは…
「控除対象配偶者」と同様

I 改正内容

3. 様式改正(扶養控除等申告書)

(3)「左記の内容」欄

※前スライドで「同一生計配偶者」に「○」を記載する場合のみ、
当スライドをご確認ください

左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由
(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。	

「左記の内容」欄には、同一生計配偶者の氏名、個人番号、住所又は居所、生年月日、続柄、平成30年中の所得の見積額を記載します。

Ⅱ 実務への影響

1. 社員(従業員)へのご案内

平成30

**記載例を提供します！
社員(従業員)へのご案内ください**

扶養控除等(異)の記載

【源泉控除対象配偶者】
あなた(所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、所得の見積額が85万円以下の人該当します。

【控除対象扶養親族】
年齢16歳以上(H15.1.1以前生)の扶養親族を記載します。出生・就職等による異動があれば赤字で追加・削除(横線)等し、異動月日及び事由を記載します。年の途中で亡くなった場合でも、控除対象扶養親族等として年末調整されます。

控除対象扶養親族が70歳以上(S24.1.1以前生)の場合、次のいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき:「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき:「その他」

あなたと生計を一にする配偶者で、所得の見積額が38万円以下の人該当します。該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満(H15.1.2以後生)の扶養親族を記載します。

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給付の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないこととされ、給付と所得者の扶養親族申告書の記載を連動しています。

記載例

給付の支払者の法人(個人)番号: 11223344556677
あなたの個人番号: 112233445566
あなたの住所又は居所: 東京都千代田区豊岡〇〇-〇〇
配偶者の有無: 有(佐藤和夫)

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、高齢、若年又は障害者等のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	あなたの続柄	生年月日	所得(円)	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	サトウ ヨコ	妻	43.11.7	70,000	東京都板橋区大山東町〇〇-〇〇	
控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以後生)	サトウ マコ	子	8.2.4	800,000	1234ABCStreet,.....USA	
	サトウ シゲル	子	13.3.30		東京都板橋区大山東町〇〇-〇〇	
	サトウ タカオ	父	14.5.8	300,000	〃	
障害者、高齢者、若年又は障害者等	佐藤 隆雄	子	15.10.15		東京都板橋区大山東町〇〇-〇〇	

左記の内、内(1)の欄に記載した場合は、裏面の2「記載例」の欄にご注意ください。

佐藤 隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳
平成24年4月10日交付

年齢16歳未満(H15.1.2以後生)の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦等に該当する場合にチェックを付けます。

左記の障害者等に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。(親族関係書類の添付等が必要です。)

年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、当申告書に送金額等を追記します。(送金関係書類等の添付等が必要です。)

国内に住所を有しない年齢16歳未満の扶養親族の場合に○を付けます。

※国税庁ホームページ「平成30年分給与と所得者の扶養控除等申告書の記載例」を基に作成



改正後の「扶養控除等申告書」の記載例(PDF)を、10月上旬以降に提供予定です。

※画像はイメージです。実際とは異なります。

Ⅱ 実務への影響

2. 平成30年分「扶養控除等申告書」の内容確認

**平成30年分「扶養控除等申告書」は、
改正後の制度に基づいて内容確認！**

給与担当者は、回収した平成30年分「扶養控除等申告書」について、改正後の制度に基づいて内容確認しましょう。

次のいずれかに該当する場合、源泉控除対象配偶者とはなりません。

- (1) 平成30年分の社員の所得(見積額)が900万円を超える
- (2) 平成30年分の配偶者の所得(見積額)が85万円を超える



※本パワーポイントに使用されているテキスト・図表・イラストの
無断転載を固くお断りします。